

青森県報

第百八十四号

令和二年
七月十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱……………(環境保全課) ……一
- ふ化業者の登録……………(畜産課) ……二
- 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……二
- 右 同……………(三 八 地 域 民 局) ……二
- 右 同……………(上 北 地 域 民 局) ……三

告 示

青森県告示第五百八十七号

青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和二年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱(平成二年九月青森県告示第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二第一号中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。
第四中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第五第一号中「第二条第一項若しくは第十五条の二第一項」を「第三条第一項若しくは第三十四条第一項」に、「第二条第一項ただし書」を「第三条第一項ただし書」に改め、第五第二号中「第七条」を「第十六条」に改める。

第六第一号中「第十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改める。
第十二中「水産動植物」を「水域の生活環境動植物」に改める。

第十四第一号中「次項に規定する」を「次項第一号に掲げる」に改め、第十四第二項第一号中「水質汚濁に係る農業登録保留基準」を「水質汚濁に係る農業登録基準」に改め、同項第二号中「水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準(平成十八年十二月四日環境省告示第百四十三号)」を「生活環境動植物の被害防止に係る農業登録基準(令和二年三月二十六日環境省告示第三十一号)」に改める。

別表中

クロルピリホス
ダイアジノン
〇〇・〇二
〇〇・〇五

フェニトロチオン(MEP)
〇・〇三

イミノクタジンアルベシル酸
塩及びイミノクタジン酢酸塩
キヤブタン
クロロタロニル(TPN)
〇・〇六(イミノクタジンとして)
〇・四

テトラコナゾール
〇・一

ホセチル
一・三三

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

を削る。

及び

青森県告示第五百八十八号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 令和2 三第一号	登 年 月 日 録 令和 二・六・五	ふ化業者の 氏名又は名称 プライフーズ 株式会社 代表取締役社 長 藤井 伸一	住 所 八戸市北白山台 二丁目六の三〇	ふ化場の名称 及び所在地 プライフーズ株式会社 青森孵卵場 三戸郡南部町大字法師 岡字仁右エ門山三の六 プライフーズ株式会社 岩手孵卵場 岩手県九戸郡洋野町大 野第一四地割字新田五 プライフーズ株式会社 北海道伊達事業所黄金 孵卵場 北海道伊達市北黄金町 一二三の三〇
---------------------	--------------------------------------	---	------------------------------	--

青森県告示第五百八十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住 所	氏 名	売りさばき場所	変 更 年 月 日
変更前	弘前市大字宮園四 丁目一八の六	毛内 初雄	弘前市大字神田五 丁目八の七	令和 二・七・九
変更後	弘前市大字土手町 一五三	変更なし	弘前市大字土手町 一五三	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 花田建設工業
- 二 代表者の氏名 花田邦彦
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字熊嶋字里見一三二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第二〇〇六四一号
- 五 取消年月日 令和二年六月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年三月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中栄建設
- 二 代表者の氏名 中村稔彦
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字長円坊堀五六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―三〇)第六八〇号
- 五 取消年月日 令和二年六月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社吉田建設工業
- 二 代表者の氏名 吉田政廣
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字鳥喰谷地一八〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一五八五号
- 五 取消年月日 令和二年六月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建

建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円